

新政策金融機関の設立に関する法案（仮称）の骨子について

平成 18 年 1 2 月
行政改革推進本部事務局

次期通常国会へ提出することとなる新政策金融機関（以下「新機関」）の設立に関する法案については、「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」（以下「制度設計」）に基づき、現在、以下のような項目を法案に盛り込むことについて検討中。

1．目的

行政改革推進法において、新機関に担わせることとされた機能（国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能）を踏まえた新機関の目的規定に加え、民業補完の趣旨を明記。

2．組織・会計経理等

(1) 株式の政府保有義務

政策上必要な業務を国が責任を持って実施する等の観点から、新機関の株式を政府が全額保有する旨の規定を置く。

(2) 役職員

効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務の的確な実施の観点から、役員を選・解任手続、役職員の秘密保持義務等の規定を置く。

(3) 勘定区分等

政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施に係る責任の明確化の観点から、主要施策毎に勘定区分を行い透明性を確保。

国際金融業務については、他の勘定と区分して国際業務勘定を設ける。また、「海外経済協力に関する検討会」報告（18.2.28）を踏まえた制度設計に基づき、国際業務部門を置き、部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いることができる旨を規定する。

(4) 新機関の信用維持、資金調達の円滑化

新機関の信用維持、資金調達の円滑化等の観点から、新機関の発行する債券について政府保証を付与できる旨を規定する。また、新機関の解散等につき「別に法律で定める」旨を規定し、新機関の解散等の意志決定についての国の責任を明確化する。

(5) 国庫納付

政府全額出資等の新機関の性格を踏まえ、利益については、必要な準備金の積立て以外の部分は全額国庫納付する旨の規定を置く。

(6) ガバナンス確保のための国の関与

政策上必要な業務を的確に実施する観点から、予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施、定款の変更認可等の国の監督の規定を置く。

(注) 新機関は、設立法に特段の規定を置かない限りは、会社法の規定が適用になることから、企業会計原則、会計監査人の監査等の対象となる。

3. 業務

(1) 現行各機関の業務規定をベースに、行政改革推進法における以下のような新機関の業務限定を忠実に反映し、新機関の業務を規定する。

国民一般 : 教育貸付の貸付対象範囲の縮小

農林水産業者 : 大企業向け等の食品産業貸付を廃止

中小企業者 : 中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定(一般貸付を廃止)

国際金融 : 資源の開発・取得の促進、
国際競争力の維持・向上、
国際金融秩序の混乱への対処、
の3つの業務に限定

なお、貸付けのほか、債務の一部の保証、貸付債権の譲受けその他の業務を規定。

(2) 新機関の危機対応業務等について、

指定金融機関が危機による被害に対処するための資金の貸付等を行う場合に、新機関が必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給等を実施することができる、

希望する民間金融機関の中から、適格な者を国が指定金融機関としてあらかじめ指定する、
等の規定を置く。

(3) 業務の在り方の検討

会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずる旨の規定を置く。

4 . その他

(1) 会社の設立

設立委員の任命や定款の作成等の会社の設立に関し必要な規定を置く。

(2) 旧法人の解散、権利義務の承継等

旧法人が新機関設立時に解散すること、旧法人の一切の権利義務は新機関が承継すること、デューデリジェンスに関すること及びそれらに伴う経過措置等の規定を置く。

(3) 関係法律の整備（いわゆる整備法として別法となる可能性あり）